

木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用 する場合の規制の在り方の検討について

平成 24 年 1 月 24 日

環 境 省

(1) 平成 22 年 12 月の実態調査の施設の選定にあたっての考え方、内容等について回答いただきたい。

- 当該実態調査では、木質バイオマスをボイラー燃料として利用している施設のうち、一定の発電能力を有する全国 59 施設に対してアンケート調査を実施し、処理能力、発電出力、利用している木質バイオマスの種類及び購入単価、並びに受入条件等について把握した。
- また、木材を廃棄物として処理している施設、多様な木質バイオマスを調達している施設、発電能力の大きい施設等に対してヒアリング調査を実施し、事業概要、木質バイオマスの調達状況、課題等について、詳細に把握した。

(2) 今後の予定について回答いただきたい。

- 当該実態調査においては、木質バイオマスをボイラー燃料として利用している施設では、廃棄物処理法による支障があるという具体的な事例は確認されなかった(ほとんどの施設では木質バイオマスを購入しており、それらは廃棄物処理法の規制の対象となっていなかった。)
- 今後とも、資源の有効利用、地球温暖化の防止の観点から、木質バイオマスの利用について注視しつつ、必要に応じて追加的な調査を実施してまいりたい。